

平成19年

職員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について

1. 下関市職員倫理規則について

平成17年11月10日から施行

2. 職員に対する研修について

- ・平成19年度新規採用職員に対する倫理条例及び規則の研修

平成19年4月6日に実施 受講者31名

- ・平成19年度新規採用職員に対する公務員倫理についての研修

平成19年9月26日に実施 受講者20名

3. 平成19年4月17日

下関市ホームページにおいて、平成18年倫理に関する報告書を掲載

4. 報告書等の件数について

倫理条例第5条に基づく贈与等報告書 35件

内訳 市長部局 31件（講演等報酬として）

教育委員会 4件（金銭として）

倫理条例第5条とは

管理職員が事業者等から5千円以上の供応接待等の贈与を受けたときに報告しなければならない

倫理規則第8条に基づく飲食届出状況 4件

内訳 市長部局 3件

教育委員会 1件

倫理規則第8条とは

職員が利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が5千円を超えるときに、届出なければならない

倫理規則第9条に基づく講演等承認申請 28件 全て承認済

内訳 市長部局（全て病院関係）28件

倫理規則第9条とは

職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする場合、事前に承認を得なければならない